



厚生労働省福島労働局発表

平成23年8月19日

※地震関連第106号

担	福島労働局総務部労働保険徴収室
室長	横田 秀雄
室長補佐	白井 良一
当電	電話 024-536-4607

労働保険料等に関する申告・納付期限について

～ 一部市町村を除いて9月30日（金）までと決定 ～

東日本大震災の発生に伴い、労働保険料等の申告・納付期限について延長を行ってきましたが、この度労働保険料等の申告・納付期限について、一部市町村を除いて、延長後の期限が平成23年9月30日（金）までと決定されました。

※ 申告・納付期限が9月30日までと決定された事業場に対しては、福島労働局から当該申告・納付期限を個別にお知らせする予定です。

なお、今回申告・納付期限が指定されなかった市町村については、引き続き、申告・納付期限が延長されます。

1 申告・納付期限が指定された市町村

①市（11市）

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市

②町・村（36町村）

郡	町・村	郡	町・村
伊達郡	桑折町、国見町	安達郡	大玉村
岩瀬郡	鏡石町、天栄村	南会津郡	下郷町、桧枝岐村
耶麻郡	北塩原村、西会津町		只見町、南会津町
	磐梯町、猪苗代町	河沼郡	会津坂下町、
大沼郡	三島町、金山町		湯川村、柳津町
	昭和村、会津美里町	西白河郡	西郷村、泉崎村
東白川郡	棚倉町、矢祭町		中島村、矢吹町
	塙町、鮫川村	石川郡	石川町、玉川村
田村郡	三春町、小野町		平田村、浅川町
相馬郡	新地町		古殿町

2 延長後の申告・納付期限

平成23年9月30日（金）

※ 労働保険料、石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金の年度更新期間（平成23年6月1日から同年7月11日）も、平成23年9月30日までとなります。

※ 今回申告・納付期限が指定された市町村でも、9月30日までに労働保険料等を納付することが困難な事業主は、申請によって納付が猶予される場合があります。

3 対象となる労働保険料等

平成23年3月11日から同年9月29日までに納付期限が到来する労働保険料等

4 引き続き申告・納付期限の延長が行われる市町村

①市（2市）

田村市、南相馬市

②町・村（10町村）

郡	町・村	郡	町・村
伊達郡	川俣町	双葉郡	広野町、檜葉町
相馬郡	飯舘村		富岡町、川内村
			大熊町、双葉町
			浪江町、葛尾村

詳しい内容については、福島労働局総務部労働保険徴収室若しくは最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。